【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第三十五条　削除

（改正前）

第三十五条　大蔵大臣は、登録申請者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率が前条第一項の規定により大蔵省令で定める率を超える場合においては、登録申請者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、その登録を拒否しなければならない。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】

（改正後）

第三十五条　大蔵大臣は、　登録申請者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率が前条第一項の規定により大蔵省令で定める率を超える場合においては、登録申請者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、その登録を拒否しなければならない。

（改正前）

第三十五条　大蔵大臣は、登録申請者の営業用純資本額が前条第一項に規定する金額に満たない場合、又は登録申請者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率が同条第二項の規定により大蔵省令で定める率を超える場合においては、登録申請者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、その登録を拒否しなければならない。

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第三十五条　大蔵大臣は、登録申請者の営業用純資本額が前条第一項に規定する金額に満たない場合、又は登録申請者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率が同条第二項の規定により大蔵省令で定める率を超える場合においては、登録申請者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、その登録を拒否しなければならない。

（改正前）

第三十五条　証券取引委員会は、登録申請者の営業用純資本額が前条第一項に規定する金額に満たない場合、又は登録申請者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率が同条第二項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超える場合においては、登録申請者に通知して審問を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

第三十五条　証券取引委員会は、登録申請者の営業用純資本額が前条第一項に規定する金額に満たない場合、又は登録申請者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率が同条第二項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超える場合においては、登録申請者に通知して審問を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

（改正前）

第三十五条　証券取引委員会は、登録申請者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率が前条第一項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超える場合においては、登録申請者に通知して審問を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第三十五条　証券取引委員会は、登録申請者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率が前条第一項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超える場合においては、登録申請者に通知して審問を行つた後、その登録を拒否しなければならない。